

(厚生労働委員会)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律案(閣法第一三号)(衆議院)

送付)要旨

本法律案は、平成十七年が戦後六十周年に当たることから、戦没者等の遺族に対し改めて弔慰の意を表すため、平成十七年四月一日における戦没者等の遺族であつて、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面四十万円、十年償還の国債を支給しようとするものである。

なお、この法律は平成十七年四月一日から施行する。